

## 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の検討にあたり、令和5年度の他団体における観光客等に負担を求めている財源確保策の現状について、調査したものを。

### 1 他団体での財源確保策

- (1) 法定税の超過課税
- (2) 法定外税（普通税・目的税）
- (3) その他（協力金等）

#### 【参考1】 地方税法における税目一覧（市町村税）

|       |                                | 普通税                                  | 目的税                            |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
|       |                                | 収入の用途を特定せず、一般の経費に充てるために課される税         | 収入の用途を特定し、特定の経費に充てるために課される税    |
| 法定税   | 地方税法上、市町村が「課するものとする」と規定されている税  | 市町村民税<br>固定資産税<br>軽自動車税<br>市町村たばこ税など | 入湯税<br>事業所税<br>※P2参照           |
| 法定任意税 | 地方税法上、市町村が「課することができる」と規定されている税 | —                                    | 都市計画税<br>国民健康保険税など             |
| 法定外税  | 地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課す税   | 別荘等所有税<br>歴史と文化の環境税など<br>※P2参照       | 宿泊税<br>遊漁税<br>環境協力税など<br>※P3参照 |

#### 【参考2】 課税自主権

市町村が、地方税の税目や税率設定などを自主的に決定し、課税すること。

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| ①税率設定に係る課税自主権 | 超過課税等 | 標準税率(通常よるべき税率)が定められている税目について、その税率と異なる税率を、市町村の条例によって設定できる。一部税目には上限となる「制限税率」が法定されている。 |
| ②税目に係る課税自主権   | 法定外税  | 地方税法で定められている税目(法定税)以外に、市町村の条例によって税目を新設できるもの。法定外普通税と法定外目的税の2種類がある。                   |

※地方税の体系や超過課税、法定外税の概要等は、参考3のとおり

## 2 他団体の実施事例一覧（観光財源の確保策）

### (1) 法定税（超過課税）

| 名称（行為の内容）        | 実施団体<br>【開始時期】        | 税率等                                 | H29決算額  | R3決算額   |
|------------------|-----------------------|-------------------------------------|---------|---------|
| 入湯税<br>(鉱泉浴場の入湯) | 三重県桑名市<br>【平成22年4月1日】 | 宿泊客 <u>210円</u><br>日帰り客 60円         | 1,188万円 | 554万円   |
|                  | 岡山県美作市<br>【平成17年4月1日】 | 宿泊客 <u>200円</u><br>日帰り客 <u>200円</u> | 1,059万円 | 548万円   |
|                  | 北海道釧路市<br>【平成27年4月1日】 | 宿泊客 <u>250円</u><br>日帰り客 90円         | 4,635万円 | 2,023万円 |
|                  | 大阪府箕面市<br>【平成28年6月1日】 | 宿泊客 <u>200円</u><br>日帰り客 75円         | 1,124万円 | 449万円   |
|                  | 北海道上川町<br>【平成30年4月1日】 | 宿泊客 <u>250円</u><br>日帰り客 150円        | —       | 非公開     |
|                  | 大分県別府市<br>【平成31年4月1日】 | 宿泊客 50円～<br>日帰り客 <u>500円</u>        | —       | 9,482万円 |
|                  | 山口県長門市<br>【令和2年4月1日】  | 宿泊客 <u>300円</u><br>日帰り客 <u>300円</u> | —       | 2,122万円 |
|                  | 北海道登別市<br>【令和2年4月1日】  | 宿泊客 <u>300円</u><br>日帰り客 50円         | —       | 5,643万円 |
|                  | 北海道壮瞥町<br>【令和2年4月1日】  | 宿泊客 <u>300円</u><br>日帰り客 100円        | —       | 1,932万円 |
|                  | 北海道洞爺湖町<br>【令和2年6月1日】 | 宿泊客 <u>300円</u><br>日帰り客 100円        | —       | 3,310万円 |
|                  | 北海道伊達市<br>【令和2年10月1日】 | 宿泊客 <u>300円</u><br>日帰り客 50円         | —       | 1,591万円 |
|                  | 北海道東川町<br>【令和3年1月1日】  | 宿泊客 <u>250円</u><br>日帰り客 150円        | —       | 516万円   |

※税率等のうち、入湯税の標準税率（1人1日150円）を超える部分に下線を引いているもの。

### (2) 法定外税（普通税）

| 名称（行為の内容）                | 実施団体<br>【開始時期】          | 税率等                | H29決算額    | R3決算額     |
|--------------------------|-------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 別荘等利用税<br>(別荘等の所有)       | 静岡県熱海市<br>【昭和51年4月1日】   | 延面積1㎡ 650円         | 5億2,400万円 | 5億2,600万円 |
| 歴史と文化の環境税<br>(有料駐車場への駐車) | 福岡県太宰府市<br>【平成15年5月23日】 | 車種に応じる 50～<br>500円 | 8,700万円   | 4,842万円   |
| 宮島訪問税<br>(区域への入域)        | 広島県廿日市市<br>【令和5年10月1日】  | 1回の入域 100円         | —         | —         |

### (3) 法定外税（目的税）

| 名称（行為の内容）              | 実施団体<br>【開始時期】           | 税率等   | H29決算額         | R3決算額      |
|------------------------|--------------------------|---|----------------|------------|
| 宿泊<br>(ホテル、旅館等の<br>宿泊) | 東京都<br>【平成14年10月1日】      | 1万円～1.5万円未満 100円<br>1.5万円～ 200円                 | 23億6,100万円     | 2億5,100万円  |
|                        | 大阪府<br>【平成29年1月1日】       | 7千円～1.5万円未満 100円<br>1.5～2万円未満 200円<br>2万円～ 300円 | 7億7,100万円      | 3億5,100万円  |
|                        | 京都府京都市<br>【平成30年10月1日】   | ～2万円未満 200円<br>2～5万円未満 500円<br>5万円～ 1,000円      | 45億6,000万円(見込) | 16億2,800万円 |
|                        | 石川県金沢市<br>【平成31年4月1日】    | ～2万円未満 200円<br>2万円～ 500円                        | 7億2,000万円(見込)  | 4億9,100万円  |
|                        | 北海道倶知安町<br>【令和元年11月1日】   | 宿泊料金の2%   | 3億8,000万円(見込)  | 6,700万円    |
|                        | 福岡県<br>【令和2年4月1日】        | 県内市町村 200円<br>福岡市・北九州市 50円                      | —              | 8億9,200万円  |
|                        | 福岡県福岡市<br>【令和2年4月1日】     | ～2万円未満 150円<br>2万円～ 450円                        | —              | 11億1,100万円 |
|                        | 福岡県北九州市<br>【令和2年4月1日】    | 150円  | —              | 2億5,900万円  |
|                        | 長崎県長崎市<br>【令和5年4月1日】     | ～1万円未満 100円<br>1～2万円未満 200円<br>2万円～ 500円        | —              | —          |
| 遊漁税（遊漁）                | 山梨県富士河口湖町<br>【平成13年7月1日】 | 1日 200円   | 835万円          | 901万円      |
| 乗鞍環境保全税<br>(駐車場への進入)   | 岐阜県<br>【平成15年4月1日】       | 乗客定員に応じる 300～<br>3,000円                         | 1,225万円        | 544万円      |
| 環境協力税等<br>(村への入域)      | 沖縄県伊是名村<br>【平成17年4月25日】  | 1回の入域 100円                                      | 424万円          | 265万円      |
|                        | 沖縄県伊平屋村<br>【平成20年7月1日】   | 1回の入域 100円                                      | 339万円          | 230万円      |
|                        | 沖縄県渡嘉敷村<br>【平成23年4月1日】   | 1回の入域 100円                                      | 1,374万円        | 582万円      |
|                        | 沖縄県座間味村<br>【平成30年4月1日】   | 1回の入域 100円                                      | 1,000万円(見込)    | 282万円      |

※東京都は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、R2年7月からR3年9月まで課税停止

### (4) その他（協力金等）

| 名称            | 実施団体<br>【開始時期】           | 金額                         | H29決算額    | R3決算額   |
|---------------|--------------------------|----------------------------|-----------|---------|
| 富士山保全協力金      | 静岡県・山梨県<br>【平成26年7月】     | 基本 1,000円                  | 1億4,900万円 | 5,778万円 |
| 屋久島山岳部環境保全協力金 | 鹿児島県屋久島町<br>【平成29年3月1日】  | 山中泊客 2,000円<br>日帰り客 1,000円 | 6,540万円   | 2,123万円 |
| 入域（入島）料       | 沖縄県竹富町<br>【令和元年9月1日】     | 300円                       | —         | 732万円   |
| 有料公衆トイレ       | 東京都千代田区<br>【平成18年10月16日】 | 100円                       | 約900万円    | 306万円   |
| ロードプライシング     | 鎌倉市                      | 検討中                        | —         | —       |

### 3 市町村の自主財源について

地方自治法等で定められている市町村の自主財源には、次のようなものがある。

| 種 類 | 内 容   | 根拠                                 | 備 考                                  |
|-----|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| 地方税 | 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課徴収するもの。  | 地方自治法<br>第 223 条                   | 【主な例】<br>・入湯税超過課税<br>・宿泊税、環境協力税等     |
| 分担金 | 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益をうけるものから、その受益の限度において徴収するもの。  | 地方自治法<br>第 224 条                   | 【主な例】<br>・土地改良事業分担金                  |
| 負担金 | ①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。<br>②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。 | ・地方財政法<br>第 27 条<br>・各個別法<br>(①のみ) | 【主な例】<br>・下水道受益者負担金<br>(都市計画法第 75 条) |
| 使用料 | 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。   | 地方自治法<br>第 225 条                   | 【主な例】<br>・町営温泉施設使用料<br>・有料公衆トイレ      |
| 手数料 | 特定の者に提供する役務に対し、その費用を賄うため又は報償として徴収するもの。  | 地方自治法<br>第 227 条                   | 【主な例】<br>・住民票の発行手数料                  |
| 寄付金 | 市町村が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。  | —                                  | 【主な例】<br>・富士山保全協力金<br>・企業版ふるさと納税     |



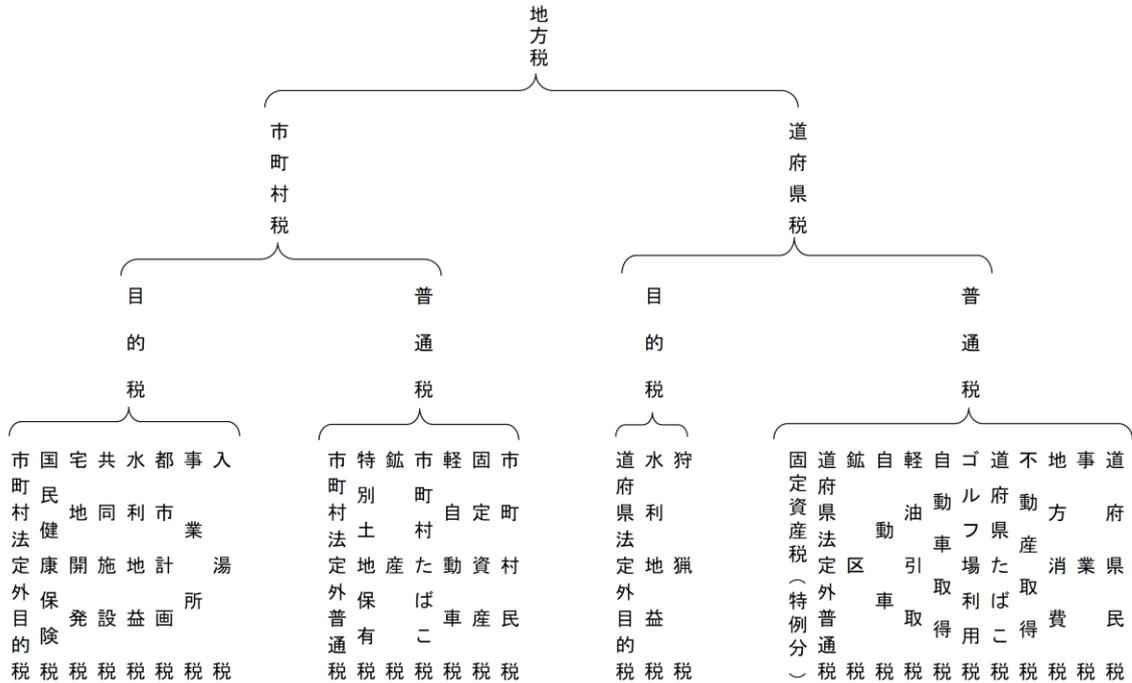
※この他、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入がある。

- ・市町村の自主財源には、地方税や寄付金以外に分担金、負担金、使用料及び手数料などがあるが、これらを実施する場合、明確な受益と負担の対応関係が必要となる。
- ・観光まちづくりの充実・維持に係る施策は、様々な内容が想定され、個々にその関連付けを考えるのは困難であり、これらは検討対象にはならないと考えられる。
- ・これまでの観光まちづくり財源のあり方の検討にあたっては、①入湯税の超過課税、②法定外税③協力金の大きく3つについて、財源確保ができ、導入のハードルが低いものを選択する方向で検討対象を整理することを予定していた。

【参考3】

※出典：総務省 HP

地方税体系



(注) 1 普通税: その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。  
2 目的税: 特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (令和4年4月1日現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割 37団体  
〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割 1団体  
〔神奈川県〕

法人均等割 35団体  
〔岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割 46団体  
〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税> 8団体  
〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割 2団体  
〔神奈川県横浜市、兵庫県神戸市〕

所得割 1団体  
〔兵庫県豊岡市〕

法人均等割 390団体

法人税割 1,015団体

<固定資産税> 151団体

<軽自動車税> 14団体

<鉱産税> 30団体

<入湯税> 12団体  
〔北海道釧路市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道川町、北海道東川町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、三重県桑名市、大阪府箕面市、岡山県美作市、山口県長門市、大分県別府市〕

イ 超過課税の規模 (令和3年度決算)

○ 道府県税

|             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 道府県民税       | 個人均等割 (37団体) | 250.8億円   |
|             | 所得割 (1団体)    | 27.6億円    |
|             | 法人均等割 (35団体) | 103.7億円   |
|             | 法人税割 (46団体)  | 1,487.4億円 |
| 法人事業税 (8団体) |              | 1,688.9億円 |
| 道府県税計       |              | 3,558.5億円 |

○ 市町村税

|               |                |           |
|---------------|----------------|-----------|
| 市町村民税         | 個人均等割 (2団体)    | 20.7億円    |
|               | 所得割 (1団体)      | 0.5億円     |
|               | 法人均等割 (390団体)  | 169.2億円   |
|               | 法人税割 (1,013団体) | 3,602.8億円 |
| 固定資産税 (151団体) |                | 341.8億円   |
| 軽自動車税 (14団体)  |                | 2.2億円     |
| 鉱産税 (30団体)    |                | 7百万円      |
| 入湯税 (13団体)    |                | 2.2億円     |
| 市町村税計         |                | 4,139.6億円 |

|        |           |
|--------|-----------|
| 超過課税合計 | 7,698.0億円 |
|--------|-----------|

※ 地方法人二税の占める割合:91.6%

(注)イの表中における団体数は、令和3年4月1日現在。

# 法定外税について

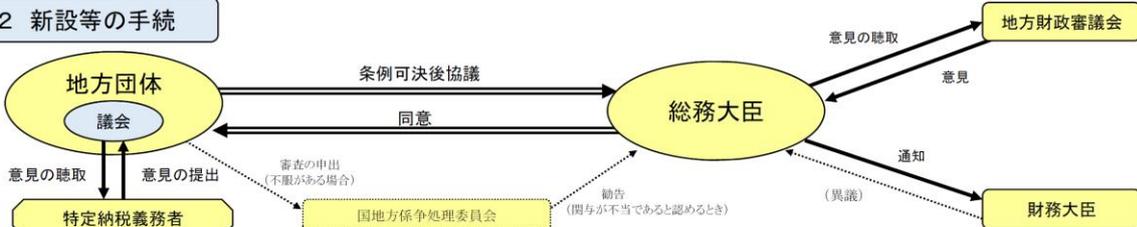
## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



### 「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

## 同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。  
(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

## 法定外税の状況

(令和5年4月1日現在)  
(令和3年度決算額)  
(単位:億円)

令和3年度決算額 634億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

### 1 法定外普通税 [500億円(20件(\*5))]

| [都道府県]    |  |      |
|-----------|--|------|
| 石油価格調整税   | 沖縄県                                      | 9    |
| 核燃料税      | 福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 | 257  |
| 核燃料等取扱税   | 茨城県                                      | 12   |
| 核燃料物質等取扱税 | 青森県                                      | 194  |
| 計         | 13件                                      | 472  |
| [市区町村]    |  |      |
| 別荘等所有税    | 熱海市(静岡県)                                 | 5    |
| 砂利採取税     | 山北町(神奈川県) R4.4.1失効 (*4)                  | 0.05 |
| 歴史と文化の環境税 | 太宰府市(福岡県)                                | 0.5  |
| 使用済核燃料税   | 薩摩川内市(鹿児島県)、伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)            | 16   |
| 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区(東京都)                                 | 5    |
| 空港連絡橋利用税  | 泉佐野市(大阪府)                                | 2    |
| 宮島訪問税     | 廿日市市(広島県) R5.10.1施行予定                    | —    |
| 計         | 7件(*5)                                   | 29   |

### 2 法定外目的税 [133億円(45件)]

| [都道府県]      |  |      |
|-------------|--|------|
| 産業廃棄物税等(*1) | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 | 69   |
| 宿泊税         | 東京都、大阪府、福岡県  | 15   |
| 乗鞍環境保全税     | 岐阜県  | 0.05 |
| 計           | 31件  | 84   |
| [市区町村]      |  |      |
| 遊漁税         | 富士河口湖町(山梨県)  | 0.1  |
| 環境未来税       | 北九州市(福岡県)  | 9    |
| 使用済核燃料税     | 玄海町(佐賀県)   | 4    |
| 環境協力税等(*2)  | 伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(沖縄県)   | 0.1  |
| 開発事業等緑化負担税  | 箕面市(大阪府)   | 0.5  |
| 宿泊税         | 京都市(京都府)、金沢市(石川県)、倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県) (*3)   | 36   |
| 計           | 14件  | 49   |

合計: 65件(法定外普通税20件、法定外目的税45件) / 実施団体数: 54団体(34都道府県、20市区町村)(重複除き)

\*1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。  
 \*2 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入税を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。  
 \*3 長崎市宿泊税(令和5年4月1日施行)は決算額がないため、含んでいない。  
 \*4 山北町砂利採取税は令和4年4月1日をもって失効しているが、令和3年度の徴収実績があるため、掲載している。  
 \*5 上記一覧中、令和5年4月1日現在、条例未施行又は条例失効のものは含んでいない。  
 \*6 端数処理のため、計が一致しない。